（指導及び助言）

**第十五条**　主務大臣は、認定事業者等に対し、認定計画に係る再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

**第十六条**　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

**第十七条**　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係行政機関への照会等）

**第十八条**　主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（主務大臣等）

**第十九条**　この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2　この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

**第二十条**　この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

**第二十一条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

3　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十六号の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 百五十六の二　使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定 | |
| ㈠　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定 | 認定件数　一件につき十五万円 |
| ㈡　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十一条第一項（再資源化事業計画の変更等）の規定による再資源化事業計画の変更の認定 | |
| イ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令で定めるもの | 認定件数　一件につき三万円 |
| ロ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別（その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう。）の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定 | 認定件数　一件につき三万円 |

# 政　令

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百九号**

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令

第一条及び第二条第一項中「平成二十四年八月三十一日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**（第一条、第二条関係）

| 品目 | 税率 |
|---|---|
| 関税率表第八四八二・二〇号に掲げる貨物 | 四・〇％ |

**附　則**

この政令は、平成二十四年九月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　細野　豪志

内閣総理大臣　野田　佳彦